

では、人権に対する思いを掲載り」では、「光輝く」です。人権について 考え守っていくことが、まさに光り 人権教育・啓発コーナー「ひまわり」では、「光輝く」です。人権について は、「光輝く」です。人権について

## 防災から考える人権

阿南防災士の会副会長 青木 正繁 さん阿南市人権教育・啓発講師団講師

私が日頃の防災活動で所属しています「阿南防災士の会」は、平成24年1をす「阿南防災士の会」は、平成24年1で、民間から防災・減災活動に取り組て、民間から防災・減災活動に取り組との思いを形に結成されました。(現み「市民と行政の架け橋になりたい」など会員は、NPO法人日本防災士機構ら会員は、NPO法人日本防災士機構らを会員は、NPO法人日本防災士機構らながら社会の防災十資格の取得者であり地域でありながら社会の防災・減災に関するの防災訓練参加や防災・減災に関するの防災訓練参加や防災・減災に関する事のが災訓練参加や防災・減災に関する事がでがいる。

いまちづくりを進めるためにも、より19号と大きな自然災害が多発しています。私たちの暮らす阿南市の災害に強本大震災以降も2016年熊本地震、本大震災以降も2016年熊本地震、本大震災以降も2016年熊本地震、

欠かすことのできない視点です。行く必要があり、その中でも要配慮者を含む男女共同参画の視点は防災にはを含む男があり、その中でも要配慮者

## 災害事例から考える

ます。さらに、災害現場や避難所にお の面で、 ので、 らみてみますと、死亡率は男性に比べ バシーの保護(更衣室や洗濯干し場等) 生面(入浴やシャワーがあまりできな た避難所での生活においても、環境衛 ます。また、命が助かり無事に避難し した70歳代以上の女性の人口数が多い 差が大きくなっています。この時被災 要配慮者である高齢者における男女の 男性に比べて多くなっています。特に、 て女性の割合が高く、女性の死者数が から男性と女性の災害における影響か 2011年の東日本大震災時の事例 トイレの数が少ない等)やプライ 死者も女性の方が多くなってい 女性の方が不便さを感じてい

> 影響に違いがあり、抱える課題と支 男性と女性とでは、災害から受ける す。このように災害事例から見ても 多くなっています。実際女性のこう むつのほか、おしりふき等の要望も 哺乳瓶、哺乳瓶用消毒剤、小児用お 支援ニーズとしては女性からの要望 増大していることが考えられます。 タルヘルスは、女性の方が悪化しま 告もあります。災害時におけるメン ける子どもや女性に対する暴力の報 識する必要があります。 援のニーズも男女で異なることを認 体の要望が含まれていると考えま した要望には、避難している家族全 で多いのが、生理用品、粉ミルク、 の家庭的責任が女性に集中し負担が す。原因としては、家事、子育て等

## 防災対策にもっと女性の意見を

災害発生時の男女のニーズの違いに配慮するためには、平常時の防災 対策において女性の意見が反映され す画策定や方針決定を行う地域防災 会議等は男性が中心となっているケースが多いです。地域防災では、協働を意識しながら地域の人た ちの力を生かすことが大切です。特 た 女性が防災の政策・方針の決定に 「女性」特有の課題や支援ニーズに 「女性が防災の政策・方針の決定は、女性が防災の政策・方針の決定は、女性が防災の政策・方針の決定は、女性が防災の政策・方針の決定 は、女性が防災の政策・方針の決定 は、女性が防災の政策・方針の決定 は、女性が防災の政策・方針の決定 は、女性が防災の政策・方針の決定 は、女性が防災の政策・方針の決定 は、女性が防災の政策・方針の決定 は、女性が防災の政策・方針の決定 は、女性が防災の政策・方針の決定 は、女性が防災の政策・方針の決定を持つにより、対策に対しているの違いには、対策に対している。

必要であると考えています。リーダーとなるための工夫がまだまだ参画の視点を浸透させ女性が参画し、

## 災害に強いまちづくりに向けて

要であります。女性だけではなく要配 男女共同参画の視点からの防災体制を やさしいまちをめざしたいです。 からの防災」に転換していくことが必 ていけるような「男女共同参画の視点 で共に考え、話し合い、方針を決定し 来の男性中心型の防災対策から、男女 持った施策を行うことが必要です。従 住民の参画により日頃から防災活動を 特に「共助」を機能させるには、 確立する必要があると考えています。 災対策を考え安心・安全な災害に強く、 関わりながら、 慮者を含むさまざまな立場の当事者が っと平常時から男女共同参画の視点を 「公助」を機能させるには、行政がも 共に参画することが必要であります。 行うことが必要です。その時、男女が 地域の災害リスクを軽減するには、 私たちの暮らす町の防 地域

ます。(第8条2項15号) と定義されている特に配慮を要する者」と定義されている時に配慮を要する者」と定義されている時に配慮を要する者」と定義されている。

(**ロ**22-3094) 人権・男女参画課

